

デジタル学習基盤特別委員会における専門部会等の設置について
(案)

令和5年5月 日
デジタル学習基盤特別委員会決定

初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会運営規則（令和5年 月 日デジタル学習基盤特別委員会決定）第二条に基づき、デジタル学習基盤特別委員会に次の審議組織を設置する。

1 次期 ICT 環境整備方針の在り方ワーキンググループ
(所掌事務)

次期 ICT 環境整備方針の在り方に関する重要事項を調査審議すること。